

## アドホック仲裁条項- 既発生又は特定された紛争

### 仲裁合意

- (A) [住所 ]に  
住所を有する[解決を得ようとしている当事者の氏名],  
(「請求人」),
- (B) [住所 ]に  
住所を有する[請求に応じている当事者の氏名],  
(「被請求人」),

請求人と被請求人は下記の通り合意する。

### 記

[解決されていない争いを起こした、もたらした、又は招いたところの事件、関係、又は争点を、簡潔かつ十分に記述する]から生じている、若しくは関連する、いずれの紛争、異論、又は権利主張も、東京国際知的財産仲裁センター(「IACT」)の仲裁規則に従い、拘束力のある仲裁により解決される。

(a) 仲裁は1人の中立的な仲裁人によって行われ、[町/市/地方自治体]、[国]で、英語[または選択したその他の言語]で行われる。

(b) 仲裁は、ニューヨーク州[または当事者が選択したその他の州または国]の手続法に基づいて進められる。

(c) 仲裁人は、問題を解決する権限と管轄権があるかどうかを含め、争われている争点について決定する。

- (d) 仲裁人は、法律で認められた場合における弁護士費用を含め、管轄権を有する裁判所が付与できる全ての救済手段を与えることができる。
- (e) 仲裁判断は、どの国のどの裁判所によっても、承認、執行されることができる。
- (f) 仲裁人は、適当と認めれば、口頭審理なしに書面を提出させて、それに基づいて、申立てに対する決定を行うことができる。
- (g) 原告と被告は、陪審による裁判を受ける権利を、撤回不可に放棄する。